

刑事訴訟における「上告受理」制度

東京大学教授・検事
古江頼隆

I. はじめに

II. 「上告受理」制度について

III. 新潟少女監禁事件控訴審判決に対する上告受理の申立て

IV. 最高裁第一小法廷の判断

V. おわりに

I. はじめに

既に旧聞に属するが、平成 15 年 7 月 10 日、最高裁第一小法廷は、いわゆる新潟少女監禁事件について、原審東京高裁の「被告人を懲役 11 年に処する」との判決を破棄して、被告人の控訴を棄却し、第一審新潟地裁の判決の量刑（懲役 14 年）を是認する注目すべき判決を言い渡した¹⁾。

これは、上記東京高裁判決に対して、検察官が、同判決は刑法 47 条の解釈・適用を誤るものであるとして、いわゆる「上告受理の申立て」を行ったのに対して、最高裁がこれを是認する判断をしたものである。

刑法 47 条の解釈に関する本判決の判示については、それ自体重要な問題を含むが、既に多数の評釈²⁾がなされているので、ここでは、別の視点から、いわゆる「上告受理」制度に焦点を当てて検討することとしたい。

なお、本件訴訟の経過は、次のとおりである。

- (1) 平成 14 年 1 月 22 日 新潟地裁判決（懲役 14 年）³⁾
- (2) 1 月 24 日 被告人控訴申立て
- (3) 12 月 10 日 東京高裁第 8 刑事部判決（原

1) 最一判平成 15 年 7 月 10 日刑集 57 卷 7 号 903 頁。

2) この判決については、永井敏雄「判解」最高裁判所判例解説刑事篇平成 15 年度 383 頁（2006）、只木誠「判批」平成 15 年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊 1269 号）162 頁（2004）、土本武司「判批」判例評論 542 号 198 頁（2004）、和田俊憲「判解」ジュリスト 1279 号 156 頁（2004）など多数の判例評釈がある。筆者も、法律のひろば 56 卷 11 号 73 頁（2003）において、刑法 47 条の法意について判例評釈した。

3) 新潟地判平成 14 年 1 月 22 日判時 1780 号 150 頁、判タ 1095 号 93 頁。

判決破棄・懲役 11 年)⁴⁾

- (4) 12 月 24 日 東京高検検事長において最高裁に対し事件受理の申立て（事件受理申立書を東京高裁に提出）
- (5) 12 月 24 日 被告人上告申立て
- (6) 12 月 25 日 東京高裁から判決謄本を交付
- (7) 平成 15 年 1 月 6 日 東京高検検事長において事件受理申立理由書を東京高裁に提出（刑訴規則 258 条の 3 第 1 項）
- (8) 1 月 17 日 最高裁第一小法廷が上告受理決定
- (9) 6 月 12 日 弁論
- (10) 7 月 10 日 最高裁第一小法廷において判決言渡し
- (11) 7 月 22 日 被告人において判決訂正申立て
- (12) 8 月 8 日 判決訂正申立て棄却決定
- (13) 8 月 12 日 確定

II. 「上告受理」制度について

(1) 「上告受理」は、正確にいえば、刑訴法 406 条の規定に基づく「上告審としての事件受理」であるが、実務においては、これを「上告受理」、そして上告権者による申立て（刑訴規則 257 条）を「上告受理の申立て」と呼び慣わしている。最高裁の受理決定書においても、「検察官から上告受理の申立てがあったので・・・」、「本件申立てに係る被告事件の上告を受理する。」とされる（なお、最高裁の終局判決・決定においては、刑訴法の文言どおり「事件受理の申立て」とされるのが一般である）。なお、新民事訴訟法においても、刑事訴訟法と同様に「上告審として事件を受理することができる」と規定した上（民訴法 318 条 1 項）、この申立てを「上告受理の申立て」と略称することとしている（同条 2 項）。そこで、以下、民刑実務の呼称に従い、「上告受理」、「上告受理の申立て」ということ

とする。

「上告受理の申立て」は、「上告申立て」（刑訴法 405 条）とは異なって、最近では、刑事訴訟実務上これを目にする機会はほとんどない。上記のとおり、新民事訴訟法に「上告受理」制度が新設され、活発に活用されていることから、事情は変わりつつあるものの、それ以前においては、刑事訴訟における上告受理制度の存在自体を知らない実務家も少なくなかったように窺われる。上告受理制度は、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、判決確定前に、上告審として裁量的に事件を受理できることとしたものである（刑訴法 406 条）。これに対応して、刑訴規則において、上訴権者は、上告提起期間内に、最高裁に対して、上告審として事件を受理すべきことを申し立てることができることとされた（刑訴規則 257 条）。

最高裁の違憲審査権はさておき、最高裁は、法律審として法令解釈統一の機能を果たすべきところ、その機能を十全に果たすためには、事件負担の過重は避けなければならないことから、最高裁の負担軽減のために法令解釈の統一に係る上告理由を、判例が衝突し、現実に法令解釈の統一の必要性が生じている「判例違反」に限定することとしたものである（刑訴法 405 条）。その他の法令解釈の統一の必要がある場合、すなわち、当該法令解釈に関する判例がそもそも存しない場合（当該法令が比較的新しい場合はままだり得る。）や、判例が既に確立しているものの変更の必要がある場合については、最高裁の裁量によって、重要なものだけをその管轄とし、これによって刑訴法 405 条に規定する上告理由を補うことができるよう、「上告受理」制度が設計されたのである。米国のサーシオレイライ (certiorari) に倣って、上告受理を裁量的なものとすることによって、上告濫用による最高裁への事件の氾濫を防止し、みずから適度に権能を調整することができるように設

4) 東京高判平成 14 年 12 月 10 日判時 1812 号 152 頁。

計されているのである⁵⁾。

「上告申立て」に対しては、最高裁は何らかに判断を示す義務を負うが、「上告受理の申立て」の場合は、受理をするかどうかは最高裁の完全な裁量に委ねられており、最高裁が上告受理決定をして初めて、判断を示す義務を負うことになる。

(2) 「上告受理」制度は、「制定当初は、重要な法律問題について、判例の形成に大きな役割を演ずることが期待され」⁶⁾、現行刑訴法施行後10年くらいは、申立て件数が年間数十件に及び、制度本来の趣旨に適った利用がなされていたようであるが、最近では、利用されることが極めて稀になっている。

その理由は、①法令解釈上の諸問題に関して判例が集積され、最高裁の判断がなされていない法令解釈上の問題が比較的少なくなっているため、刑訴法405条の判例違反で「上告申立て」が可能となったこと、②405条の適法な上告理由がない場合であっても411条により原判決を破棄する最高裁の運用が一般化し、他方、「上告受理の申立て」による場合であっても、最高裁が原判決を破棄する場合の根拠法条は410条ではなく411条1号によることとさ

れていること(つまり406条の規定を根拠に上告受理の申立てを行っても、所詮は411条1号の要件の有無が問題とされる。)から、わざわざ406条の面倒な手続によらなくても、はじめから411条を主張して職権発動を促すことで足りることとなり、「上告受理の申立て」を利用する実益がなくなったこと、③「上告受理の申立て」をしたときは、申立ての日(申立て後に判決謄本の交付を受けたときは、その日)から14日以内に、理由書を裁判所に差し出さなければならず、「上告申立て」の場合の上告趣意書の提出期限(刑訴法414条、376条1項、刑訴規則252条1項)に比して時間的余裕がなく、理由書の作成に相当の困難を伴うこと⁷⁾などがあると分析されているが⁸⁾、とりわけ②が主たる理由であるように思われる。

「上告申立て」、「上告受理の申立て」の関係を整理すると、図表のとおりである。

上記②について若干敷衍すると、上告理由は、405条に定める「憲法違反」「判例違反」に限られ、これを補充するために406条の「上告受理」制度を設けられたものであることは、上述のとおりであるが、411条は、職権により、原判断を是正する余地を開いたもので、決して

図表	
I 上告申立て	
(a) 本来的上告申立て(憲法違反・判例違反)	→ 410条適用
(b) 本来的上告申立て(憲法違反・判例違反)に名を借りた実質的に411条の主張	→ 411条適用
(c) 411条の職権発動の申立て(適法な上告理由なし)	→ 411条適用
II 上告受理の申立て	
	→ 受理された場合は、411条適用

5) 城富次「上告受理申立及び上告審への移送」『藤重光ほか編『法律実務講座刑事編第11巻』(有斐閣, 1956) 2627頁参照。

6) 石丸俊彦ほか『刑事訴訟の実務(新版)(下)』506頁〔仙波厚〕(新日本法規出版, 2005)。

7) 筆者自身、年末の相当期間、本件に係る上告受理申立理由書の起案に忙殺されることとなった。405条の上告や411条の職権発動を求める場合に比すれば、極めて短期間に理由書の作成を余儀なくされるのであり、上告受理申立理由書の提出期限を短期間とする現行法の規定には無理があるように思われる(新民事訴訟法では、上告理由書と上告受理申立理由書の提出期間は同一とされている)。

8) 臼井滋夫「上告受理制度の運用状況」判例タイムズ473号35頁(1982)、城富次・前掲注5)2625頁など。

「憲法違反」「判例違反」とは別個の上告理由を認めたものではない。制度発足当初は、411条は、例外的な規定として運用され、いわば「伝家の宝刀」⁹⁾であったが、今日の上告審の実務においては、「実質的に見て本来の上告理由を主張するものの割合は低く、411条により、とりわけ量刑、事実認定、法令解釈・適用等を不服として上告するものが大半を占めるという傾向は、根強く続いている」¹⁰⁾のであり、最高裁は、名目的に憲法違反・判例違反を主張するものの実質的には411条の主張に過ぎない上告申立て(図表Iの(b))はもとより、上告理由(憲法違反・判例違反)が全く主張されず、専ら411条の職権発動を求める申立てとしての「上告申立て」(図表Iの(c))であっても、411条による原判決の破棄を認めていることから¹¹⁾、「上告受理の申立て」によることのできる法令違反についてさえも、「上告受理の申立て」はほとんど利用されることなく、図表I(b)ないし(c)の形式で主張されるのが実情であり、「上告受理」は、「立法者の意図した406条によってではなく、411条によって認められるようになって」おり、411条は、裁量上告として運用され、事実上、「一種の上告受理の制度」として機能しているとも言われているのである¹²⁾。

このように、被告人の上告について411条の職権破棄が事実上の原則形態となっている現状は、「いわば裏口が大っぴらに利用された」¹³⁾

ものであり、「上告受理」制度は、「制度として失敗」¹⁴⁾であり、「被告人の側から敢えて上告受理の申立をすることがほとんどなくなり、検察官の側から申立をする場合に限られることとなった」¹⁵⁾のである。

(3) この上告審の現状を是とすべきかどうかは、挙げて上告審の目的・機能をどのように理解するかに係っている。①違憲審査は、②法令解釈の統一や、③具体的な事件における救済と同列には論じ得ない。そこで、比較されるべきは、②と③の目的であり、いずれを主たる目的と考えるべきか。刑訴法の制度設計としては、最高裁の違憲審査権・憲法解釈の観点から、「憲法違反」を第1の上告理由とし、全国唯一の終審裁判所として法の解釈・適用の統一を図る観点から、「判例違反」が第2の上告理由とされ、これらはいずれも、いわゆる「権利上告」として構成されているほか、さらに、法の解釈の統一目的を補充するものとして、いわゆる「裁量上告」としての「上告受理」制度が設けられている。これらは、「上告審の本来の機能は、憲法問題について最終的な判断を示すことと、現実に判例の分かれているような法律問題について、審査機能、統一機能を果たすこと」が「上告審の本来の機能」であることを意味する¹⁶⁾。他方で、具体的な事件の個別的救済の観点から¹⁷⁾、例外的な制度として、職権破棄の制度(411条)が設けられているのである。

そうだとすると、具体的な事件の救済こそが

9) 河上和雄「上告審 コメント1」三井誠ほか編『刑事手続(下)』(筑摩書房、1988)977頁。

10) 高木俊夫「上告審—裁判の立場から」三井ほか編・前掲注9)968頁。

11) 最三判昭和33年6月24日刑集12巻10号2286頁。ただし、横井大三『刑訴裁判例ノート(5)』(有斐閣、1972)324頁は、これに反対し、「上告理由を制限している以上少なくとも真にその理由があることを主張するものについてのみ411条の発動を考えれば足りるのではなからうか。それが411条の正しい解釈であると思う。」とされる。

12) 平野龍一「最高裁判所の二十年」『裁判と上訴(刑事法研究第5巻)』(有斐閣、1982)178頁、平野龍一『刑事訴訟法概説』(東京大学出版会、1968)224頁、高木・前掲注10)970頁、佐藤文哉「上訴審の機能」石原一彦ほか編『現代刑罰法大系6巻』(日本評論社、1982)249頁、松尾浩也『刑事訴訟法(下)(新版補正第2版)』(弘文堂、1999)247頁。

13) 田宮裕「上訴の理由」日本刑法学会編『刑事訴訟法講座第3巻』(有斐閣、1964)112頁。

14) 田宮裕『刑事訴訟法(新版)』(有斐閣、1996)493頁。

15) 伊藤栄樹ほか著『注釈刑事訴訟法(新版)第6巻』433頁〔香城敏磨〕(立花書房、1998)。

16) 佐藤・前掲注12)247頁。

17) 正確に言えば、411条の趣旨は、「第1次的には、最高司法機関として司法の權威を維持し、公正な司法を保障するという国家目的を狙いとする」(香城・前掲注15)446頁)にあるというべきであろうが、そうではあってもその限度で、当事者の具体的救済の機能を果たしていることは疑いがない。

上告審の主たる目的であるとの理解は、実務の運用の実情としてならば格別、少なくとも制度の建前としては、採られていないというべきである¹⁸⁾。

しかしながら、上告審の現状が、411条の職権破棄を中心として、個別的救済を主目的とする運用がなされていることは、上述のとおりであり、制度の建前と実務の現状との乖離、換言すれば、最高裁がいわば「第2控訴審」としての役割を負担する実情に対しては、これに批判的な見解¹⁹⁾と、肯定的な見解²⁰⁾とが存するところである。

刑事訴訟におけるこのような現状は、新民事訴訟法において、旧法において上告理由として認められていた「法令違背」が削られ、権利上告は、憲法違反と絶対的上告理由に制限され、裁量上告として「上告受理」制度が新設されたのと鋭い対照をなす。国家刑罰権の実現手続としての刑事訴訟においては、法律審としての最高裁といえども、「個別的な救済」を無視することが正義に反する側面があることは、否定できない。その意味においては、制度設計としては格別、憲法違反、判例違反が一段落した今日から、上告審の実務が、法令解釈の統一目的から個別的救済目的へと変容し、司法の権威の維持と公正な司法の保障の限度とはいえ、411条による個別的救済を中心として上告審が運用されることは、いわば必然の流れであったと評価すべきであり、411条の運用の現状を、制度本来の建前という「小さくて古い服」に無理矢理に押し込めることは、相当とは思われないのである。411条もまた、米国のサーシオレイライの制度に倣って規定されたものである²¹⁾とするならば、被告人が「上告受理」制度ではなく、411条の職権破棄という個別的救済目

的の規定による裁量上告を利用することは、異とするに足らない。

(4) ところで、411条と検察官上告の関係にも言及しておこう。結論からいえば、検察官は、「上告受理の申立て」の可能な法令違反について、上表(c)の形式で上告を申し立てることは、絶えてないといつてよかろう。検察官としては、制度本来の建前どおり、適法な上告理由（憲法違反ないし判例違反）が見当たらないときは、「上告受理の申立て」の可否を検討するのが、これまでの検察実務であった。

現に、昭和36年以降を調査しても、検察官において、憲法違反・判例違反に加えて411条各号の事由を主張することはあっても、上表(c)の形式、すなわち憲法違反・判例違反を主張することなく、専ら411条の事由を主張して上告を申し立てた事例、換言すれば411条の職権発動を求めた事例は、皆無である。もとより、制度本来の建前ではないが、最高裁の実務を前提に、検察官が、本来のルートである「上告受理の申立て」によることなく、上表(c)の411条の職権発動を求めることによって、411条が上告受理制度の代用機能を果たしている現状においては、上告受理と同様の効果を得ることはできるのであるが、検察官は、公益の代表者として、「裁判所に法の正当な適用を請求する」責務を有するのであるから（検察庁法4条）、いわば「裏口」としての411条を用いることに二の足を踏む心理的抵抗も理解できよう。

なお、比較的最近の「上告受理の申立て」の例としては、本稿の新潟少女監禁事件のほか、刑法233条の「信用」の意義に関する最高裁平成15年3月11日第三小法廷判決²²⁾（ただし、弁護人申立てであり、上告は棄却されている。）、破産法374条3号の「商業帳簿」に電

18) 民事訴訟法学における同様の議論として、山本和彦「上告制度の目的」青山善充=伊藤眞編『民事訴訟法の争点(第3版)』(有斐閣, 1998) 288頁。

19) 青柳文雄「判批」判例評論295号71頁(1983)、河上・前掲注9)977頁。

20) 大淵敏和「上告審—裁判の立場から」三井誠ほか編『新刑事手続Ⅲ』(悠々社, 2002) 452頁。

21) 龍岡資久「上告審における職権破棄理由」佐伯千巳=団藤重光編『総合判例研究叢書刑事訴訟法(13)』(有斐閣, 1962) 4頁。

22) 最三判平成15年3月11日刑集57巻3号293頁。

磁的記録が含まれるかどうかに関する最高裁平成14年1月22日第三小法廷判決²³⁾、いずれも証券取引法のインサイダー取引規制に関する最高裁平成11年6月10日第一小法廷判決²⁴⁾、最高裁平成11年2月16日第三小法廷判決²⁵⁾がある。

(5) 新民事訴訟法下の訴訟実務においては、新たに導入された「上告受理」制度(民訴法318条)は、活発に活用されているようであり(ただし、9割方が受理されていないように窺われる。)、その原因は、新民事訴訟法では、「上告受理の申立て」の理由として「判例違反」があること(刑事訴訟では上告理由とされている。)、上告理由書も上告受理理由書も、どちらも50日以内に提出することとされており両者の間に期間の長短がないこと(民訴法315条1項、318条5項、民訴規則194条、199条2項)、「裏口」としての刑訴法411条(職権破棄)に対応する規定がないことなどにあるのであろう。

Ⅲ. 新潟少女監禁事件控訴審判決に対する上告受理の申立て

(1) 東京高裁判決は、第一審判決(新潟地裁判決)を破棄して、被告人を懲役11年に処する旨の判決をしたが、その理由として、未成年者略取、逮捕監禁致傷及び窃盗の各罪の成立を認めた上、前二者は観念的競合の関係にあり、これらの罪と窃盗罪とは併合罪の関係にあるとして、刑法47条本文を適用して、犯情の重い逮捕監禁致傷罪を基準としてその法定刑の長期である懲役10年を1.5倍した懲役15年が処断刑の上限になると正当に判示したが、「刑法47条の趣旨からすれば、併合罪全体に対する刑を量定するに当たっては、併合罪中の最も重い罪につき定めた法定刑の長期を1.5倍の限度で超えることはできるが、併合罪を構成する個別の罪について、その法定刑を超える趣旨

のものとするとは許されないというべきである。」とし、「逮捕監禁致傷罪と窃盗罪の併合罪全体に対する刑を量定するに当たっては、例えば、逮捕監禁致傷罪につき懲役9年、窃盗罪につき懲役7年と評価して全体について懲役15年に処することはできるが、逮捕監禁致傷罪につき懲役14年、窃盗罪につき懲役2年と評価して全体として懲役15年に処することは許されず、逮捕監禁致傷罪については最長でも懲役10年の限度で評価しなければならない」とし、第一審判決が逮捕監禁致傷罪について法定刑を超えて評価していることについて、刑法47条の解釈を誤ったとして、第一審判決を破棄し、改めて、逮捕監禁致傷罪を懲役10年の限度で評価して、第一審判決よりも軽い懲役11年の刑を言い渡したのである。

(2) 東京高裁の刑法47条についての上記の解釈は、従前の検察実務における求刑決定の前提としての同条の解釈とは相容れず、また、裁判実務の大勢も、明示的なものはないものの、東京高裁の見解とは相容れないものと思われた。

そこで、検察としては、日々裁判実務で行われている併合罪加重の方法についての刑法47条の解釈をこのまま高裁判例として確定させることは、今後の刑事裁判を混乱させるものであって相当ではなく、最高裁の判断を仰ぐ必要があると考えた。しかしながら、憲法違反は存しないのみならず、この点に関する最高裁判例及び高裁判例等を探したが見当たらず、結局のところ、適法な上告理由(検察実務では、「切符」などということもある。)が存しなかったのである。

そこで、次に、刑訴法406条、刑訴規則257条に定める「上告受理の申立て」が可能であるかどうか検討し、上告受理の申立てが可能であることから、上告受理の申立てを行うこととされた。

23) 最三判平成14年1月22日刑集56巻1号1頁。

24) 最一判平成11年6月10日刑集53巻5号415頁。

25) 最三判平成11年2月16日刑集53巻2号1頁。

(3) 上告受理の申立ての理由の概略は、次のとおりである。

(ア) 刑法 47 条は、併合罪を構成する個別の罪について暫定的にせよ刑の量定を行うことなく、併合罪を構成する各罪全体について包括的に 1 個の処断刑の枠を決め、その処断刑によって併合罪を構成する各罪を一体として評価し、統一的な刑の量定を行うこととする趣旨の規定である。同条により併合罪を構成する各罪全体に対する処断刑が作出された後は、各罪の法定刑は、宣告刑を量定するに際して事実上の目安となることはあるとしても、それ自体としては独立の法的意味を失うに至ると解される。それにもかかわらず、東京高裁判決が、同条の併合罪加重に関し、「併合罪を構成する個別の罪について、その法定刑を超える趣旨のものとするは許されない。」旨の解釈を示し、これに基づいて裁判したのは、同条の解釈適用を誤ったものであるところ、刑訴法 406 条所定の「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」であり、この点に関する明確な最高裁判例も存しないので、最高裁の判断を仰ぐのが相当であると思料し、上告審として本件事件を受理することを申し立てる。

(イ) 上記の法令の違反は、判決に影響を及ぼしていることは明らかであり、基本法令の解釈の誤りを放置することは、今後の刑事裁判を混乱させるものであって、到底許されず、これを破棄しなければ著しく正義に反する（刑訴法 411 条 1 号）²⁶⁾。

(ウ) 東京高裁判決の刑の量定は、甚だしく不当であり、これを破棄しなければ著しく正義に反する（刑訴法 411 条 2 号）²⁷⁾。

IV. 最高裁第一小法廷の判断

(1) 最高裁第一小法廷は、平成 15 年 1 月 17

日、検察官の上告受理の申立てを受けて、上告受理決定を行い、同年 7 月 10 日、東京高裁判決を破棄し、被告人の控訴を棄却したが、刑法 47 条の解釈に関しては、「刑法 47 条は、併合罪のうち 2 個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、同条が定めるところに従って併合罪を構成する各罪全体に対する統一刑を処断刑として形成し、修正された法定刑ともいべきこの処断刑の範囲内で、併合罪を構成する各罪全体に対する具体的な刑を決することとした規定であり、処断刑の範囲内で具体的な刑を決するに当たり、併合罪の構成単位である各罪についてあらかじめ個別的な量刑判断を行った上でこれを合算するようなことは、法律上予定されていないものと解するのが相当である。」「同条が更に不文の法規範として、併合罪を構成する各罪についてあらかじめ個別的に刑を量定することを前提に、その個別的な刑の量定に関して一定の制約を課しているとは解するのは、相当でないといわざるを得ない。」と判示した。

(2) この最高裁の判示は、検察官の「上告受理の申立て」の理由を全面的に採用したもので、刑法 47 条の解釈、すなわち併合罪加重の方法に関して指針を示したという意味で重要な判例といえることができる。

V. おわりに

刑法の解釈に関しては、明治 40 年の同法制定以来ちょうど 100 年を経過し、その間に大審院判例、最高裁判例等を通じて、「法令の解釈に関する重要な事項」について判例が存しない事態は稀有であり、現に、検察官の「上告受理の申立て」は、最近では、その多くが特別法の解釈に関するものであった。その意味において、本件のような刑事基本法たる刑法の原始法

26) 上告受理決定がされた場合、411 条が適用されることは、上述のとおりである。

27) 上告受理決定があったときは、受理の対象外の事項についても、411 条の適用がある〔最三判昭和 33 年 2 月 11 日刑集 12 卷 2 号 187 頁、松尾浩也編『刑事訴訟法Ⅱ』541 頁〔佐藤文哉〕（有斐閣、1992）、藤永幸治ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法第 6 卷』518 頁〔原田國男〕（青林書林、1996）〕。

条の解釈に関して、「上告受理の申立て」を行った本件は、稀有の事例といえよう。ともあれ、本件は、刑事裁判実務において日々生起する併合罪加重の根拠規定である刑法 47 条の解釈を確定させるという、まさに「正門」としての「上告受理の申立て」の制度趣旨に適う事例であったといえよう。

(ふるえ・よりたか)